

社会福祉法人ぱれっと役員等報酬及び費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぱれっと（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

3 費用とは職務を遂行する上で発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により会議ごとに1回分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により会議ごとに1回分の報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 評議員が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により会議ごとに1回分の報酬を支払うことができる。

2 監事が法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により会議ごとに1回分の報酬を支払うことができる。

2 苦情対応第三者委員が法人及び事業所に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(兼務役員)

第7条 事業所の職員を兼務する役員は、事業所の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(費用)

第8条 役員等の費用は実費を弁償するものとし、法人の旅費規程等に従って支払うものとする。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、業務日誌（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(規定の改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は平成25年11月1日から実施する。

この規程は平成29年6月15日から実施する。

この規定は令和元年6月13日から実施する。

役員等報酬

別表1（1回）

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円
苦情対応第三者委員	5,000円

別表2

名 称	報 酬
理事長業務報酬等（月額）	20,000円
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000円
監事監査指導報酬等（日額）	10,000円
苦情対応第三者委員（日額）	5,000円